

## 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成19年7月6日付け総行給第61号及び総財公第97号総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官（公営企業担当）通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施」を踏まえ、当町の取組方針を次のとおり策定しました。

### 基本的な考え方

技能労務職員の給与等については、地域の民間給与と比較しながら、その制度・運用の適正化を図ります。また、技能労務職員については、原則として退職者不補充とすることとし、民間委託の推進等を行い、総人件費の抑制を図ります。

### 具体的な取組内容

#### 給料表

平成18年の給与構造見直しの実施にあわせて、給料表を国の行政職給料表（二）に準拠して改定しています。

#### 昇格・昇給

平成18年から55歳昇給抑制を行っていますが、昇格・昇給の基準について、国の運用を参考に見直しを行います。

#### 諸手当

平成19年度に見直しを行い、平成20年度から特殊勤務手当（火葬作業手当）を廃止しています。

### 具体的な取組内容

平成17年度から技能労務職員については原則として不補充としており、「大鰐町集中改革プラン」による事務事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託の推進、指定管理者制度の導入、定員管理の適正化などを積極的に進めていきます。